

仙台空港サポーターズクラブ 会則

(名称)

第 1 条 この会は、「仙台空港サポーターズクラブ」（以下「本クラブ」といいます。）と称します。

(目的)

第 2 条 本クラブは、会員が仙台空港（以下「空港」といいます。）への愛着を深め、空港の利活用を促進していくことで会員のビジネス活動の活性化を図り、東北全体の豊かさを向上させることを目的とします。

(運営)

第 3 条 本クラブの運営は、仙台空港国際化利用促進協議会（以下「協議会」といいます。）が行います。

2 協議会は、本クラブの運営業務の一部について業務委託契約を締結した事業者に行わせることがあります。

(会員)

第 4 条 会員とは、本クラブの目的に賛同し、本会則を承認のうえ、所定の手続きにより入会登録をした事業者（法人格をもつ法人に限ります。）および所属する役職員（以下「会員」といいます。）をいいます。ただし、次の各号に掲げる事業者については、会員資格を持たないものとします。

(1) 航空会社

(2) 旅行会社

(3) 本クラブが不適格であると判断した事業者

2 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、またはこれに類する反社会的団体（以下「暴力団等」といいます。）については、会員資格を持たないものとします。

(入会)

第 5 条 本クラブへの入会には、所定のオンラインフォームから各事業者の担当者が手続きを行うこととします。

2 入会時に、住所、事業者名称、メールアドレス、ID、パスワード等（以下「情報」といいます。）を登録していただきます。

3 入会に当たっては、仙台空港に関するメールマガジンの受け取り及び仙台空港の利用促進にかかるアンケートへの協力を要件とします。

4 協議会は、入会申請を受理した場合、各事業者の担当者に対して電子メールにて承認を通知します。

(特典)

第 6 条 会員は、会員を対象とした空港利用に関する各種サービスや優待情報等の提供を受けられるほか、本クラブが主催・共催する各種イベント等に参加することができます。

(入会金及び年会費)

第 7 条 入会金、年会費は無料とします。

(登録事項の変更)

第 8 条 会員の情報に変更があった場合は、所定のオンラインフォームから手続きを行うこととします。

2 前項の手続きを行わなかったことにより、会員特典を受けることができなかった等、会員に不利益が生じた場合の責任は会員が負うこととします。

(会員資格の喪失事由)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、資格を失うものとします。

- (1) 所定のオンラインフォームを用い、退会の手続をしたとき
- (2) 資格が取り消されたとき

(会員資格の取り消し)

第10条 本クラブは、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員資格を取り消すことができるものとします。

- (1) 本クラブの活動や運営を故意に妨害したとき
- (2) 本クラブの名誉又は信用を傷つけ、もしくは秩序を乱したとき
- (3) 本会則に違反するなど、本クラブが会員として不適格であると判断したとき
- (4) 虚偽の事実を申告したとき
- (5) 第6条に定める特典を会員以外の第三者に提供する等不正に利用したとき
- (6) 入会後に第4条2項へ該当する団体であると判明したとき

(免責)

第11条 次の各号に関して、本クラブの責に帰する事由がある場合を除いては、本クラブは一切の責任を負わないものとします。

- (1) 本クラブに協賛した企業や団体等による特典付与について、その提供元企業や団体等と会員との間で生じた紛議及び損害等
- (2) 本クラブが提供するサービスの利用により生じた紛議及び損害等、会員同士又は会員と第三者との間で生じた紛議及び損害等

(会則の変更)

第12条 本クラブは、必要と認めたときには、会員への予告なく本会則の内容を変更することができるものとします。この場合、本クラブはメール等で速やかに会員に告知します。

(会員情報の管理・利用及び第三者への開示・提供に関する同意)

第13条 本クラブでは、会員情報の管理・利用について、個人情報保護関連法令・規定に基づき個人情報の保護に努めます。

2 会員は、会員情報の管理・利用及び提供に関し、次の各号の内容に同意するものとします。

- (1) 空港に関する情報の提供
- (2) 会員特典の提供
- (3) 会員を対象としたアンケート等の実施
- (4) その他、会員向け各種情報、サービスの提供

3 本クラブは、会員に対してより良好なサービスを提供するために、会員情報のうち特定会員を識別することができない方法により統計データとして開示することがあります。

4 本クラブは、会員特典の提供のため、特典を取り扱う企業や団体、行政機関等に会員情報を連絡することがあります。

5 本クラブは、法令に基づく要請等正当な理由がある場合には会員情報を第三者に開示することがあります。

(事務局)

第14条 本クラブの事務局は、仙台国際空港株式会社内に置きます。

名称 仙台国際空港株式会社

所在地 〒989-2401 宮城県名取市下増田字南原 仙台空港内

附則

この会則は、2018年3月29日から運用を開始します。

2018年6月8日より、本会則を改正します。

2025年12月22日より、本会則を改正します。